

令和4年度第2回江別市国民健康保険運営協議会 意見・質問

No	議題	意見・質問(原文のまま掲載)	回答
1	<p>報告事項(1) 令和4年度江別市国民健康保険特別会計決算見込みについて</p>	<p>①行番号24[単年度実質収支]は、どの歳入からどの歳出を引いたものなのですか。又令和3年度決算額3895万円の黒字だったのに対して、令和4年度見込額5735万5千円の赤字と極端です。その根拠は何ですか。</p> <p>②行番号11[歳入の精算要素]と行番号21[歳出の精算要素]ですが、夫々どのような項目・金額があるのかわかりません。教えてください。又、行番号11の歳入が令和3年度・4年度とも2億8千台の赤字を計上しており、21の歳出が令和3年度・4年度とも1億1千～7千万台の赤字を計上しているにも関わらず、令和5年度予算見込額Cは歳入が1千円の赤字又、歳入が7万8千円の赤字と極端に少なく計上している理由はなんですか。</p>	<p>①行番号10番の歳入合計から行番号7番の基金繰入金と行番号8番の前年度繰越金を除いた額から、行番号20番の歳出合計から行番号18番の基金積立金を除いた額が単年度実質収支となります。</p> <p>また、令和3年度決算額については、保険税収入が予算額より多かったことや、行番号14番の保険給付費については同額が道支出金で賄われる仕組みですが、概算で交付されるため、令和3年度には保険給付費決算額を超える道支出金が交付されたことから、黒字になっているものであります。</p> <p>なお、多く交付された道支出金は今年度返還します。令和4年度については、行番号15番の事業費納付金が年々増額していることや、前述した道支出金の返還があるため、単年度としては赤字になっております。</p> <p>②行番号11番の精算要素は行番号7番の基金繰入金及び行番号8番の繰越金で、行番号21番の精算要素は行番号18番の基金積立金ですが、①で説明した道支出金の返還について、令和3年度決算額の項目11番精算要素及び令和4年度決算見込額の項目21番精算要素にそれぞれ28,259千円加算しております。</p> <p>また、令和5年度予算見込額の行番号11番精算要素が少額である理由ですが、12月時点では事業費納付金が概算額であることから、1月に確定額が道から示された後に歳入歳出差引額の不足分を基金から繰り入れして、歳入と歳出の額を一致させる予定であるため、行番号7番の基金繰入金を0千円としているところであります。</p> <p>12月時点では、令和4年度の決算時に確定する行番号8番の繰越金は、千円の頭出し、行番号18番の基金積立金は利息分のみ予算計上しております。</p>
2	<p>報告事項(2) 国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)に係る令和3年度評価について</p>	<p>①評価結果の(1)短期目標の令和4年度の①～③の実績はいつ発表になるのですか。又、毎年目標は微増ですが、本質は実績が前年に対してどうだったのかの結果だと思います。特に②と③は前年に対して7%以上も増加したことだと思います。その要因が感染対策を講じて訪問指導した事だとなっています。であれば、その具体的な実施内容を検証して推進する内容を広く告知すべきだと思います。</p> <p>②短期目標・中長期目標ともに共通する実施項目として、特定健診受診者の増加・受診率の向上の具体的な行為として、広報えべつへの毎月の記載・各地区自治連での出前講座の実施や回覧物の配布やポスター掲示・江別市HPの活用等を実施すべきだと思います。</p>	<p>①評価結果の(1)短期目標の令和4年度の①～③の実績は、国への法定報告後、令和5年11月頃に確定いたします。</p> <p>また、訪問による保健指導の実施については毎年発行している国保健診のお知らせにて国保加入者全員に周知しております。</p> <p>なお、特定保健指導対象者のうち申し込みがない方に対しては、案内文に保健指導による効果を検証したデータを記載し利用勧奨しております。</p> <p>②は特定健診受診者の増加・受診率の向上のため、毎月ではありませんが広報えべつへの記事掲載、自治会回覧や江別市HPを活用しておりますが、いただいたご意見を参考に効果的な周知方法を検討していきたいと考えております。</p>

令和4年度第2回江別市国民健康保険運営協議会 意見・質問

No	議題	意見・質問(原文のまま掲載)	回答
3	報告事項(2) 国民健康保険 保健事業実施計画(データヘルス計画)に係る令和3年度評価について	健診する側として特定健診の利用をすすめて実施しています。しかし中長期目標にある30%前後の目標の達成に向けて、「何かをしなければ」と思っていますがこの点についてこれまでの協議ではどのように検討されたのでしょうか。また具体的にすすめた点はいかがでしょうか。健康宣言の都市として……。	中長期目標を達成するため、主に不定期に受診する方や受診歴のない方にターゲットを絞るなど、リソースを集中し、効果的に対象者の行動変容を促し受診に繋がられるよう検討してまいりました。具体的には、AIを用いて対象者をグループ分けし、それぞれに効果的な内容のハガキを送付する勧奨を令和2年度から実施しております。 また、令和4年度から試験的・限定的ですが、北海道のモデル事業であるみなし健診(データ受領)を実施しているところです。
4	報告事項(3) 令和5年度江別市国民健康保険特別会計予算の編成方針について	①基本方針の中の「医療費適正化への取組み」や「収納対策の推進」とは、具体的に何をどの様にしていくのですか。 ②単純な疑問なのですが、①被保険者数が毎年1.2%減少している中、国民健康保険税現年度分収納率見込みが令和5年積算が令和4年度見込と同率にしているのは、なぜですか。②保険給付費が令和4年度見込・令和3年度比較で0.2%増が、令和5年度積算・令和4年度見込比較で0.8%となっている事。③国民健康保険事業費も令和4年度・令和3年度比較で0.6%減が、令和5年度概算額、令和4年度比較で3.3%増となっている事。等そんなに増加が見込めるのでしょうか。	①まず、医療費適正化への取組みについては、レセプト点検の充実や強化を図るため、点検業務を委託にて実施し、委託会社との連携を密にし、点検精度の向上を目指しております。また、後発医薬品の利用促進のため、パンフレット等を被保険者証に同封し周知を図っており、医療費通知については、年6回送付しております。 次に、収納対策の推進についてですが、コールセンターによる電話催告を実施し、督促状送付後も未納である納税者に対して、納付督促を実施しております。また、未申告の被保険者に対し、適正な課税額となるよう、申告書を送付し、申告の勧奨を実施しております。 ②収納率見込みについては、過去3か年実績の平均で見込んでおりますが、被保険者数の減少分については、保険税の調定額を積算する際に加味しております。 次に、保険給付費については、新型コロナウイルスの影響により受診控えがあった令和3年度と比較し、令和4年度は受診件数が増加しており、また、年々医療費全体が増加していることに伴い、増加を見込んでおります。 次に、事業費納付金は北海道から示されるもので、道全体の医療費を賄うために各自治体の被保険者数や所得額に応じて配分されるものであります。年々一人当たりの医療費が増加していることに伴い、道全体で必要な医療費が増加していることが、納付金額が増加する要因であります。また、保険税の大幅な増加を抑制するため、激変緩和措置額が適用されているところですが、令和6年度の廃止に向けて段階的に減少していることも増加要因の一つとなっております。

令和4年度第2回江別市国民健康保険運営協議会 意見・質問

No	議題	意見・質問(原文のまま掲載)	回答
5	報告事項(4) 令和5年度国民健康保険事業費納付金概算額について	①国保事業費納付金の財源確保に向けた課題として、国・道調整交付金のさらなる増額に向けて、江別市としても保険事業としては、特定健診受診者の増加・受診率の向上を図り、医療費適正化事業として、健康体制の推進やジェネリック薬品の推進等の薬品代の見直しなどを一層強化する。又、国民健康保険未加入者や会社退職者の加入促進策の見直しを図ることが必要。	①毎年変更される項目に注視し、さらに交付金を獲得できるよう、引き続き取組みを進めてまいります。
		②江別市では、被保険者数が減少傾向にあり、その中で、1人当たりの保険料も年々上げざるを得ない状況を市として、丁寧に説明する機会を一層増やす形が必要と思われます。	②ご指摘のとおり、被保険者に現状を理解してもらえよう、広く丁寧に周知していくことに努めてまいります。
6	報告事項(4) 令和5年度国民健康保険事業費納付金概算額について	確認ですが、特定健診受診率は国・道調整交付金に関わってくるのでしょうか。	道全体の受診率は、北海道国保特別会計のうち、保険給付費等の道調整交付金等に関わっています。 なお、市の受診率は道から交付される道支出金のうち、保険給付費等交付金(特別交付金)に関わっています。
7	協議事項(1) 令和5年度国民健康保険税の課税限度額について	①江別市は、国民健康保険税限度額の改定が、令和5年度に令和4年度の国基準まで引き上げを予定していますが、基礎課税分の影響世帯246名に対するきちんとした説明が、必要と思われるので、担当部署としてきちんと実施して下さい。 ②国・道で実施の諸案件が、江別市では1年遅れの実施となる運用に見直しが必要と思われます。ニュース・新聞・HPでの対象が1年遅れである事で江別市民が困る事のない様にもっていくべきかと思えます。	①影響世帯はあくまで令和3年分の所得を基に算出した世帯であり、現状では、対象世帯に対する個別周知は難しいところですが、制度改正についての適切な周知に努めていきます。 ②令和12年度から予定している全道統一保険料の開始以降は、制度の改正年度において同時に限度額を改定することが見込まれることから、改定のタイミングについて、今後の運営協議会の中で、協議を行ってまいりたいと考えております。